

令和4年度定期監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

2 東海村監査基準への準拠

令和4年度定期監査は、東海村監査基準に準拠して実施した。

3 監査の対象及び範囲

地域戦略課，総務人事課，環境政策課，健康増進課，子育て支援課，農業政策課，都市政策課，道路整備課，図書館，指導室及び監査委員事務局における令和4年度（令和4年4月1日から令和4年11月末日）に執行した事務事業。

4 監査期日

令和5年1月16日（月） 農業政策課，総務人事課，監査委員事務局

令和5年1月18日（水） 図書館，道路整備課，地域戦略課

令和5年1月20日（金） 環境政策課，都市政策課，子育て支援課

令和5年1月23日（月） 健康増進課，指導室

5 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和4年度の財務に関する事務の執行及び事業の管理が関係法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

監査対象課室局から事前に関係書類の提出を求め、「予算事業の概要と進捗状況等一覧（様式1）」「歳入・歳出課別科目別調書」「工事請負費等執行状況確認調書（様式2）」「補助金等交付先別確認調書（様式3）」その他関係証憑等を審査した。審査に当たっては、対象課室局長及び関係職員から説明を聴取するとともに、不明・疑問な点については、再度説明を求め確認を行った。このほか、備品の一部に関しては、現物の確認を行った。

7 監査の結果

財務に関する事務及び事業の執行状況は、関係法令等に従い、概ね適正に処理されていたと認められる。また、各課においては、所管事業における問題点・課題をよく把握・認識していた。事業がより良いものになるよう、それらの解決に向けた取組も行っている。

改善，検討を要する事項，また，評価できる点については以下に示す。内容に応じて，それぞれ必要な措置を講じ，適正かつ効率的な事務の執行に努めてもらいたい。

(1) 投票率向上の取組について

近年の投票率は，国政選挙，地方選挙を問わず全国的に低迷しており，村民に身近な地方選挙である東海村議会議員選挙でも，平成 20 年に 67.00%だったものが，令和 2 年には 53.02%，東海村長選挙では，平成 21 年に 67.12%だったものが令和 3 年には 49.96%となるなど，低下が顕著である。

選挙管理委員会では，投票率向上のため，多様な対策を講じている。投票環境の整備としては，当年度 12 月に行われた茨城県議会議員選挙において，東海駅前の産業・情報プラザ「アイヴィル」に，試験的に投票日前日と前々日に期日前投票所を設けている。利用者数については計 804 人となり，開設した 2 日間全体の期日前投票者数 2,337 人に占める割合は 34.40%で，一定の有効性が確認された。

選挙時の啓発活動については，同選挙において，ポスター掲示や啓発物品の配布のほか，防災行政無線による放送（6 回），広報車の巡回（3 回），村広報紙への掲載（3 回），啓発チラシの新聞折り込み（2 回）を実施している。また，村公式ホームページに特設ページを設けたほか，村公式 LINE のプッシュ通知機能やメッセージにより，期日前投票や投票日時のお知らせ，投票結果の速報を 7 回発信するなど，積極的な情報の発信を行っている。さらに，新たに大型商業施設と連携し，懸垂幕の掲示や館内放送，デジタルサイネージの利用を試みた。

このように，利用しやすい新たな期日前投票所の設置を含め，投票率向上のために，常に新しい手段を検討して取り入れていることは評価できる。

一方，公職選挙法改正（平成 28 年 6 月 19 日施行）により，選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられ，若年層の投票率をいかに向上させるかということが課題となっている。今年度 7 月に行われた参議院通常選挙においても，総務省の調査によれば，全体の投票率が 52.05%のところ，18 歳は 38.67%，19 歳は 30.31%と全体より大きく下回っていた。投票率の全体的な底上げには，この若年層や将来の有権者への啓発が重要であることは明らかである。

現在行われている啓発活動の重要性は言うまでもないが，あわせて，若年層に選挙への関心を高めてもらう啓発活動も必要である。その一つの手段として，その活動自体に若い人たち，例えば高校生や大学生を巻き込むことが有効ではないかと考える。若い人たちにとって身近である YouTube 等に自らが制作した選挙啓発動画を掲載したりするなど，彼らの関心が高い方法で，自ら選挙について考える機会を与えてみてはどうだろうか。村では，若い世代の参画によるまちづくりの推進に力を入れた「つながるプロジェクト推進事業」を展開させている。選挙啓発や政治参加についても，このような地域参加と同じ場で考えられるよう取り組むことも一つの方法である。若い人たちの政治参加意識の高揚につながる効果的な方策について，具体的に検討し，取り組まれることを期待したい。

(2) 高齢者運転免許証自主返納支援事業について

高齢者運転免許証自主返納支援事業は、高齢者による交通事故を防止するため、高齢者が運転免許証を返納しやすい環境やきっかけづくりを目的として始められた。

平成 29 年の事業開始当初は、申請者がデマンドタクシー利用券、茨城交通 IC カード乗車券（いばっぴ）、東海村商工会共通金券のうち、いずれか一つの利用券を選択し受け取るものであったが、令和 3 年 7 月からは、東日本旅客鉄道 IC カード乗車券（Suica）を加えるとともに、それら各利用券を組み合わせた選択も可能としている。

これまでに本事業を利用した人は、平成 29 年度（12 月受付開始）52 人、30 年度 123 人、令和元年度 143 人、2 年度 144 人、3 年度 134 人、4 年度 11 月末 109 人となっており、継続した一定の効果が得られている。これは、担当課で高齢者のニーズやライフスタイルに合わせた制度の見直しを行いながら事業を推進していることによるものと考えられる。

令和 4 年度の利用券交付実績を見ると、商工会共通金券、デマンドタクシー利用券、Suica の順で多く、路線バスで利用できる茨城交通 IC カードの申請が最も少なかった。このことから、免許証を返納する高齢者は、近くに家族等の頼れる人がいる人が多いのではないかと推測されるとともに、路線バスが利用しにくいと思っている人が多いことを示唆している。

一方、東海村のような生活に車が不可欠な地域においては、近くに頼れる人がいず、また、いても仕事等で送迎してもらうことが難しい高齢者については、自家用車での移動手段を失うことは生活の質の低下に直結する。

これらのことから、運転免許証の返納と移動手段の確保をセットで考え、免許証を返納して移動手段に困る人たちの生の声を関係課で共有するとともに、それらの声も反映した路線バスやデマンドタクシーの更なる利便性の向上を図る必要がある。また、村外の病院に通院している高齢者も多いと思われるので、免許証を返納したこれらの高齢者に対する移動支援も望まれる。

(3) 専門職の確保について

今回の定期監査では、いくつかの課で専門職の不足などの課題があった。IT 技術者、保健師や管理栄養士、保育士、子ども家庭支援員、建築士、教員などである。

このうち、IT 関係では、年間約 5,000 件の IT サポート業務を職員 1 名と派遣職員等で対応している。派遣職員については、派遣期間の終了に伴い、補充の不安と、身に着けた業務の継承ができないという問題がある。当該業務は、業務量の増加に加え、業務が複雑化・専門化しているという。IT 業務は全庁の業務を支える基盤である。専門技術者の派遣を含む専門職員を確保するとともに、核となる専門職員の育成も必要である。また、各課職員においても、研修や OJT（On the Job Training）、自己啓発により ICT スキルを向上させ、全体の ICT 活用能力の底上げを図ることも必要である。

福祉関係では、総合健康相談事業（母子健康相談等）や妊産婦・乳幼児健康診査事業（乳幼児集団健診）に対応するため、有償協力員（保健師や管理栄養士）を確保し、専門的な相談支援を行っている。また、保健師等の専門職の産前・産後休暇や育児休業の際には、代替職員として、同様の資格を有する会計年度任用職員を雇用している。これら有償協力員や会計年度任用職員については、近年、近隣自治体との競合により確保が困難となってきており、慢性的に不足が生じているとのことである。その主な原因は、謝礼金や賃金の安さのようである。

専門職の待遇改善については、例えば、保育士の待遇改善を行った松戸市の例がある。同市では、保育士の通常の給与に上乘せする「松戸手当」と呼ばれる独自の手当を設け、勤続11年目までの常勤職員に月4万5,000円、12年目以降は最大7万8,000円を支給している。これにより、新卒の保育士採用や保育所の増設が進み、待機児童もゼロになったという。

必要な専門職を確保し、業務体制を確保することは、村民サービスの維持・向上のために重要なことである。様々な問題もあると思うが、専門職員の採用や派遣職員の確保、待遇改善、資格を持つ潜在人材の掘り起こし、多様な働き方の提供などの対応策を検討し、必要な専門職の確保に努めてもらいたい。

（4）職員研修について

本村では、「東海村人財育成・活用ビジョン」（平成29年4月策定、令和2年3月改訂）に基づき、毎年度職員研修実施計画が策定されている。その実績については、一般研修（階層別）、専門研修、派遣研修、交流研修、自主研修等を合わせて、令和元年度600人、2年度250人、3年度483人、4年度11月末412人となっている。このほか、職場研修であるOJTを含め、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、多様な研修が計画的に行われてきている。

そのうち、自主研究グループによる自主研修については、所属の枠にとらわれない提案や地域の課題について議論するグループ活動を支援するために、活動費の一部を助成する事業として令和3年度から始められた。初年度は1グループ11人から始まり、2年目の令和4年度は2グループ23人と増加している。こうした取組は職員間のコミュニケーションが図られるほか、職員の自己啓発を促進する上でも効果的である。今後も継続し研究を深めるとともに、いろいろなテーマに活動が広がっていくことを期待する。

一方、自己啓発助成制度については、職員の自己啓発と自主学習意欲を喚起することを目的として、希望する職員に対し資格取得等のための通信教育の受講料やテキスト代等の一部を助成しているが、近年の利用については、令和元年度11人、2年度6人、3年度3人、4年度11月末0人と低調となってきている。資格取得などの勉強は、職員個人の能力及び組織としての力の向上になるので、積極的に活用してもらいたい。また、分野・部署ごとに必要な知識・能力・資格等を例示するなど、本制度の活用を促進する環境づくりも必要である。

限られた人員の中で、社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化による新たな行政課題に対応していくためには、職員の能力開発や知識・スキルの向上が不可欠であるので、職員研修には今後も更に力を入れてもらいたい。

(5) インターネットを利用した情報発信について

現在、本村の発信する情報は、従来からの広報紙、チラシ等の紙媒体や村公式ホームページのほか、LINE, Facebook, Twitter, Instagram, YouTube といったソーシャルメディアも利用されている。新たな事業やイベント情報、行政の紹介・解説などの発信の際には、各課でそれぞれのソーシャルメディアの特色を活かして、分かりやすく利用しやすい情報発信がされている。今後も、幅広い世代に効果的に情報が伝達されるよう、それぞれのソーシャルメディアの特性を十分に理解した上で、積極的な情報発信に努めてもらいたい。

ホームページの情報は、自ら情報を取りにいかねば得られないが、特に LINE では、お友達登録をしている人に情報が配信されるので、情報伝達として有効な手段である。また、村公式ホームページの関係個所にアクセスできるようになっている記事も多いので、LINE から必要なホームページ情報を見てもらえる利点もある。村では、デジタル社会の実現に向け、高齢者に寄り添ったスマホについての学びの場の提供にも力を入れており、令和4年度は11月末までにスマホ相談会を11回（相談者75名）、近所でできるスマホ講座を4回（参加者51名）開催している。このような機会に、公式LINEをはじめとする村のソーシャルメディアについても紹介し、その使用方法について積極的に教え広めていただきたい。

村公式ホームページについては、未だ一部において古い情報が掲載されている状況が見受けられた。ホームページの情報は村の情報発信の基盤であることから、各課においては、日頃から自分の課のホームページの内容に注意を払い、適時にホームページの更新を行ってもらいたい。

(6) 支出事務について

一部の備品購入事務において、契約の締結後に歳出予算の流用を行っている事案があった。これは、落札額に応じて予算流用等ができるように財政経営課と協議は図られてはいたものの、入札執行の時点では予算の流用が決定されていなかったものである。支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない（地方自治法第232条の3）ので、今後は、事前に予算流用等の手続きを行い、予算配当を確認した上で、入札執行及び契約締結を行われたい。

また、同契約の支出事務において、契約の締結時に支出負担行為決議票を起票すべきところ、支出決定の際に支出負担行為兼支出決議票を起票していた。支出負担行為決議票については、東海村財務規則第58条第1項に、歳出予算に係る節の区分ごとに、支出負担行為として整理する時期（支出決定のとき、契約を締結すると

き、請求のあったとき、など)や支出負担行為の範囲(金額)が定められている。また、会計事務の支出事務に係る手順書「予算執行マニュアル」も整備されているので、今一度、職員各自がマニュアルを参照し、規則等に従い適正な事務執行に努められたい。

(7) 備品の適正管理について

3課の備品台帳の検査と、そのうち1課について備品の現物確認を行ったところ、備品台帳に未登録のもの、保管場所が古い名称のまま変更されていないもの、保管場所が違うもの、新たに購入したもので規格、取得先等の記入がないものなどが複数あった。また、一部の課では、定期的な備品台帳と現物の照合は行われていなかった。

東海村財務規則第259条には、所管の課長は備品台帳を備え、常に備品の状況を明らかにしておかなければならないことや、所管する備品について、備品台帳により毎年4月末日までに財政経営課長及び会計管理者へ通知することなどが定められている。所管備品について通知するには、備品の照合・確認が必要である。このため、各課においては、備品台帳への規則に則った記載や、定期的な備品台帳と現物の照合を行い、当該規則に基づく適正な備品管理を行ってもらいたい。

以上、報告する。

令和5年2月22日

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 大内 則夫